

議案第 6 6 号

北名古屋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部改正について

北名古屋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和 6 年 8 月 2 7 日提出

北名古屋市長 太 田 考 則

提案理由

この案を提出するのは、国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する
基準が改正されたことに基づき、適切な事業所の運営基準を確保するため、
本条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

北名古屋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
(平成26年北名古屋市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第29条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中
「30人」を「25人」に改める。

第31条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中
「30人」を「25人」に改める。

第44条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中
「30人」を「25人」に改める。

第47条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中
「30人」を「25人」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 当分の間、この条例による改正後の北名古屋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定の適用については、新条例第29条第2項第3号、第31条第2項第3号、第44条第2項第3号及び第47条第2項第3号中「15人」とあるのは「20人」と、新条例第29条第2項第4号、第31条第2項第4号、第44条第2項第4号及び第47条第2項第4号中「25人」とあるのは「30人」とする。
- 3 前項に規定する期間内においても、小規模保育事業者（A型）、小規模保育事業者（B型）、保育所型事業所内保育事業者及び小規模型事業所内保育事業者は、同項の規定による読替え前の新条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項に定める基準を満たす数の保育士及び保育従事者を置くよう努めなければならない。